

GET ビジネス学習館
2014 行政書士講座

第16回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

けんちゃんのまとめ

【請負契約における解除】

要件	請負人が仕事を完成していない場合である事	注文者が破産手続開始の決定を受けた場合であること
効果	注文者はいつでも請負人の損害を賠償して契約を解除できる ※土地の工作物でも解除できる	請負人及び破産管財人は契約を解除できる

2 委任

(事務管理と比較して覚える事)

2. 委任の効力

(1) 受任者の義務

① 善管注意義務

無償・有償に関わらず善管注意義務ある事に注意

② 自ら事務を処理する義務

原則：復委任の禁止

例外；次のときはしても良い

- (i) 本人の許諾を得たとき
- (ii) やむを得ない事由があるとき

③ 付随的義務

受任者にとっては委任事務を処理する事が最大の義務であるが、委任事務を処理するに際してすべき義務がいくつか定められている。

(a) 報告義務

- ・ 事務処理状況の報告義務 ←経過報告
- ・ 顛末の報告義務 ←結果報告

→ ともにする義務あり

(b) 受領物等の引渡義務

(c) 金銭消費の責任

(2) 委任者の義務

① 報酬支払義務

原則：無償

例外：特約付けると有償

(b) (c) 報酬支払い時期

原則：委任終了時

例外①：期間を定めたときは期間経過後

例外②：受任者の責めに帰することができない事由によって委任が途中終了したときは、受任者はすでに行った履行の割合に応じて請求できる

② その他の義務

- (a) 費用の前払義務
- (b) 費用償還義務
- (c) 肩代わり・担保提供義務
- (d) 損害賠償義務義務

3. 委任の終了

委任契約の解除は将来に向かってのみ効力を有する。

(1) 債務不履行による契約の解除

(2) 両当事者による任意の解除

原則 : いつでも契約解除できる

例外 : 相手方が不利な時に解除したら損害賠償しないかん

例外の例外 : やむを得ない事由がある時は損害賠償せんでもいい

(3) ○委任者の死亡・破産



任意代理の終了事由と同じだよ。

「シワシワキンタマ」だったよね！(書かなくても・・・。人前で見れんし)

○受任者の死亡・破産・後見開始

(注) 後見開始が終了事由となるのは、受任者であり、委任者でない事に注意してちょんまげ！

けんちゃんの参考資料

○ 復委任の原則的禁止 (任意代理人の復代理選任と同じだよ)

(復委任とは、受任者が自分の代わりに他人に事務を処理させる事。)

原則 : 禁止

例外 : 許される場合 ① 本人の許諾あった時 ② やむをえない事由がある時

参考+α

1. 寄託

(2) 受寄者の義務

① 保管義務

- ・ 無償→自分のと同一の注意義務
- ・ 有償→善管注意義務

② 寄託物の使用禁止、第三者に保管させる事の禁止

③ 寄託物に関する通知義務

④ 委任の規定の準用による義務

- ・ 受取物・果実の引渡義務
- ・ 取得した権利の移転義務
- ・ 金銭消費の責任

⑤ 寄託物の返還義務

(3) 寄託物の義務

① 報酬支払義務

② 損害賠償義務

寄託者は寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しないかんが、自ら過失なく寄託物の性質もしくは瑕疵をしらなかつたこと、又は受寄者がこれを知っていた時は免責される。



受任者に対する損害賠償義務と比較 (P321)

③ 委任の規定の準用による義務

- ・ 費用前払義務 (P321)
- ・ 費用償還義務 (P321)

- ・ 債務の代弁済 (P321)
- ・ 担保提供義務 (P321)

(4) 寄託物の返還時期

- 寄託の終了
 - ・ 債務不履行
 - ・ 期間満了
 - ・ 目的物の滅失
- 寄託者の返還請求権
 - ・ 期間の定めが無い時→ 寄託者はいつでも返還請求できる
 - ・ 期間の定めが有る時→ 寄託者はいつでも返還請求できる
- 受寄者の返還権
 - ・ 期間の定めが無い時→ 受寄者はいつでも返還できる
 - ・ 期間の定めが有る時→ 受寄者はやむを得ない事由がある時だけ返還できる

けんちゃんのまとめ

【役務提供型契約の異同】

	雇用	請負	委任	寄託
報酬支払い時期	原則として労働の終了後	原則として仕事の目的物の引渡しと同時に ※物の引渡しを要しない時は仕事の完成後	原則として委任事務の履行後	原則として寄託事務の履行後
第三者の使用の可否	原則不可	下請負は可能	再委任は原則不可	再寄託は原則不可

第6章 契約に基づかない債権債務の発生

1 事務管理 (委任と比較して覚える)

「事務管理」とは、義務もないのに、他人のためにその事務を管理（仕事を処理）する事を言う。
事務管理でいう「事務」とは、人の生活に必要な全ての仕事をいう。

参考+α

1. 事務管理に関する諸規定

(2) 管理者の義務

③ 管理開始の通知義務

委任にはない

④ 管理継続義務

委任にはない

原則： 一旦始めたら事務管理継続しないかん

例外： 本人の意思に反する。又は本人に不利 の時は管理を中止しなあかん

⑤⑥ 善管注意義務

原則： 善管注意義務

例外： 急迫の危害から守るために事務管理したときは、注意義務が軽減される

(例)おぼれている人を助けたら衣服を破ってまった時など

例外の例外： 急迫の危害から守るために事務管理したときは、注意義務が軽減されるが管理者が
悪意又は重過失の時は責任を負う。重過失な処注意

(3) 本人の義務

① 有益費用償還義務・代弁済・担保提供義務

【注意】

事務管理は本人の意思に反する場合でも、管理者がその事を知らず、また推知しえない時でも成立するが、その場合は本人が**現に利益を受けている限度**で有益費用償還義務・代弁済・担保提供義務を果たせば良い

けんちゃんのまとめ

【委任と事務管理の比較】

		委任	事務管理
権利	報酬請求権	△ (特約ある場合のみ可)	×
	費用前払い請求権	○	×
	支出費用及び利息の償還請求権	○	△ (①有益費用のみ可) (②本人の意思に反する場合は現存利益のみ可)
	自己負担債務の代弁済請求権又は相当担保供与請求	○	△ (①有益債務のみ可) (②本人の意思に反する場合は現存利益のみ可)
	無過失で受けた損害の賠償請求権	○	×
義務	善管注意義務	○	○ (緊急の場合、注意義務を軽減)
	委任者・本人への報告義務	○	○
	受領物・果実の引渡し及び権利の移転義務	○	○
	引渡すべき金銭等の消費による利息支払い・損害賠償義務	○	○

2 不当利得

「一度払った借金を間違えて二度払いした」など、法律上の根拠のない不当な利得を不当利得とい、不当利得を得た者（利得者）は、その利益を損失者に返さないかん。

この場合の利得とは、「積極的に増加する場合（積極的利得）」・「本来生ずる筈であった財産の減少を免れた場合（消極的利得）」を問わない。

不当利得により利益を受けた者を利得者・受益者という

不当利得により損失を被った者を損失者と言う。

（2）効果 受益者は不当利得返還義務を負う

- ① 善意受益者 現存利益だけ返還
- ② 悪意受益者 受けた利益の返還+利息+損害

（3）不法原因給付

不法とは、公序良俗に違反する場合をいう。（最判 S37. 3. 8）

原則：返還請求できない

例外：不法な原因が受益者（利益を受けた者）だけにあるときは、返還を請求できる。

（例）拳銃の密輸に必要な金を出せ。と脅かされてやむを得ず金を支払った場合。

（最判 S37. 3. 8）

708 条の「不法の原因」とは、強行法規に違反した不適法なものであるのみならず、さらにそれが、その社会において要求される倫理・道徳を無視した醜悪なものである事を必要とする。つまり、公の秩序若しくは善良の風俗に反してなされた給付を指す。

（最判 S45. 10. 21）

妾関係を維持する目的で未登記不動産を妾に贈与して引渡す行為は、不法原因給付にあたる。

よって贈与者は、不当利得に基づく返還請求も所有権に基づく返還請求もできない。

すなわち、この不動産は受贈者の物となる

参考+α

2. 不当利得の特則 （全部大事）

（1）非債弁済（債務の不存在を知ってした弁済）

(S16. 4. 19)

債務の不存在について知らなければ、例え過失があっても返還請求はできる。

（2）期限前の弁済

原則：弁済期前に債務を弁済した場合でも給付したものの返還請求できない。

例外：錯誤によって期限前であることを知らずに弁済した場合は、これによって債権者が得た利益（利子等）の返還請求はできる。

(3) 他人の債務の弁済

債務者でない第三者が錯誤によって債務の弁済をしたために債権者が善意で

- (a) 証書を滅失・損傷した
- (b) 担保を放棄した
- (c) 時効によって債権を失った

時は、弁済者は返還請求できない。

この場合、弁済は有効となり債務は消滅する。但し弁済者は債務者に求償権持つ

けんちゃんの参考資料

【覚えて欲しいけんちゃんの関連判例】

(最判 S2. 12. 26)

債務の履行について期限を定めなかった時は、債務者は催告を受けた時から遅滞の責任を負う（412条）が、善意の不当利得者の返還義務は期限の定めのない債務であるから、不当利得者は催告により履行遅滞に陥る。

(最判 T6. 2. 28)

結納金交付後、婚姻が不成立の場合、結納金を交付した目的が達成できず、受領者は、法律上の原因を欠いた利得を得た事になるから、交付者にこれを不当利得として返還しなければならない

(最判 H7. 9. 19)

建物賃借人から請け負って建物の修繕工事をした者が賃借人の無資力を理由に建物所有者に対して不当利得の返還請求ができる場合は、建物所有者が対価関係なしに利益を受けた時に限られる。

(最判 S10. 5. 13)

借家人が賃借中に支出した費用の留置権を行使し、賃借権消滅後も費用の償還を受けるまで家屋を使用することにより受ける利益は、家屋所有者に返還しなければならない。なぜなら留置権者は留置によって生じる利益まで保有できるわけではなく、賃借権消滅後の賃料相当額が不当利得となるからだびょん

(最判 S49. 9. 26)

金員をだまし取った者がその金員を他の債権者に対する債務の弁済に充てた場合、弁済を受けた債権者に悪意又は重過失がある時は、その金銭の取得は、だまし取られた者との関係で不当利得となる。

けんちゃんのまとめ**【不当利得と不法原因給付】**

当事者がどのような内容の＜契約＞を締結しようとそれは当事者の自由です。（契約自由の原則）。しかし、この自由も無制限ではなく契約の内容が「公序良俗」に反する場合は、その契約は無効。例えば、妻子あるA男がB女との間で、毎月50万円のお手当でB女を愛人とする契約を締結しても、その契約は公序良俗に反して無効です。

契約が＜無効＞であるとは、その契約からは当事者間に何の拘束力も生じないということです。ですから、A男が約束を守らず、B女にお手当を支払わない場合、B女はA男に対して50万円の支払を請求できません。

ところで、逆に、A男がB女に50万円のお手当を支払ったのに、B女が約束を守らず、性的交渉に応じてくれない場合はどうでしょうか。

この場合、A男が裁判所に対して、「B女に性的交渉に応じるように命じてほしい」と訴訟を提起しても、裁判所はA男の請求を認めてくれません。愛人契約は無効ですから、当然のことです。

それでは、A男はB女に対して、支払済みの50万円の返還を請求できるでしょうか。契約が＜無効＞ということは、契約が＜初めからなかった＞ことと同じことですから、B女は受け取った50万円を保有できる理由がありません。このように、法律上の原因がないのに、他人の損失において利益を得ていることを「不当利得」といいます。不当利得は（損失を受けている他人に）返還しなければなりません。

そうすると、A男が裁判所に対し、「B女に50万円を返還するように命じてほしい」と訴訟を提起すれば、裁判所は判決で、B女に対し、50万円の返還を命じてくれそうです。

ところが、残念ながらそうはいかないのです。民法は、「不法の原因」のために給付した者は、その給付した物の返還を請求できない、と規定しています（708条）。この制度を「不法原因給付」といいます。

その結果、B女は＜もらいどく＞ということになります。

【「現存利益」と「受けた利益」について】

★1 「現存利益」とは 現に存在する利益のこと。得た財産または利益がそのままの形で残っていればその財産または利益を指し、形を変えて残っていればその形を変えた財産または利益を指す。

〈具体例〉 得た財産が100万円あるとする。現存利益のみ返還義務があるとした場合、

- ① その100万円がそのまま残っていれば、100万円を返済しなアカン
- ② その100万円を銀行に預金していたのなら、100万円とその利息を返済しなアカン
- ③ その100万円で株式投資や事業資金として投資して200万円になった時は、100万円のみを返済しなアカン
- ④ その100万円で宝石や車を買ってしまったのなら、その買った宝石や車を返済しなアカン
- ⑤ その100万円をギャンブル、飲み代など遊興費に使い果たした場合は、返済しなくても良い
- ⑥ その100万円を生活費に充てて使い果たした場合は、100万円を返済しなアカン

(上記②は自然発生的利益なのに対し③はその人の手腕による増加だから)

(上記⑥のように必要経費に充てたと認められる支出の場合は、現存利益が存在すると認められる。その他生活費以外に必要経費に充てたと認められる支出には、食費、学費、婚姻費用、持参金などがある。覚えておく事)

★2 返還義務の範囲が「現存利益」に制限されているもの

- ① 失踪宣告の取消しによる場合の返還義務 (32条②)
- ② 善意受益者の不当利得返還義務 (703条)
- ③ 取消しの場合の制限能力者の返還義務 (121条)
- ④ 事務管理が本人の意思に反する時の有益費用償還義務・代弁済・担保提供義務(702条③) などである。全て大事だぴょん

★3 「受けた利益」とは

現存利益のように返還義務の範囲を制限しないことを、単に「受けた利益」と表現する。

★4 「受けた利益」の返還義務があるもの

- ① 悪意受益者の返還義務 (704条)

3 不法行為

2. 不法行為の成立要件

(1) 一般的不法行為

不法行為が成立するには

- ① 故意又は過失による行為により
- ② 責任能力がある者が
- ③ 違法な行為によって
- ④ 他人に損害を加え
- ⑤ その行為と損害との間に相当な因果関係がある

(2) 特殊の不法行為

② 使用者等の責任

(S37. 11、8)

業務上会社のクルマを使用する事が認められている社員が、勤務時間後に遊びに行くために会社のクルマを私用で運転して事故った時は、会社に責任あるか？



被用者の行為が事業の執行に関する行為に該当するか否かは、行為の外形から見て事業の執行につき損害を加えたと認められれば良く、現実には被用者の職務の範囲内であったかどうかは問題ではない。

従って会社は 715 条の使用者責任を負う

(最判 S51. 7. 8) 茨城石炭商事事件

事案

茨城石炭商事は、石油・石炭・プロパンガスなどの輸送や販売をする会社だった。そこで働く A さんは、小型貨物の運送に従事する従業員だったが、臨時的にタンクローリーの運転を命ぜられた。そしてある時、A さんは急停車した前方の車に追突してしまった。そこで会社は A さんに対し、会社が被害者に払った損害賠償額と、会社の損害とを合わせて 40 万円を支払えと求めた。

争点

従業員が業務上で起こした事故による損害を、どのくらいの範囲で従業員に請求することができるかが争われ。第一審、第二審ともに請求額の 4 分の 1 を認め、それ以外の額については、信義則に反しているとして、認められなかった。

判旨

従業員が業務上の事故で、会社に損害を与えた場合には以下の事情が考慮される。

- (1) 事業の性格、規模、施設の状況
- (2) 従業員の業務の内容、労働条件、勤務態度
- (3) 事故の様子（従業員の過失の程度など）
- (4) 事故防止もしくは損害を分散させるための会社側の配慮の程度

こうした事情に照らし合わせて、**損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度に於いて、従業員に対して損害賠償を請求できる。**とした。

ちなみに今回の場合は、

- (1) 会社がこのタンクローリーに対物賠償保険や車両保険を経費削減から掛けていなかったこと、
- (2) タンクローリーの運転が、A さんの主な仕事ではなかったこと、
- (3) 事故の一因が渋滞による前方車の急停車だったこと、

(4) Aさんの給与が4万5千円であること、

(5) 勤務成績も普通以上であったこと、

などから、賠償額は4分の1が妥当だとして、会社側の上告を棄却した。

けんちゃんの参考資料

【覚えて欲しいけんちゃんの関連判例】

(T4. 4. 29)

715条①但書における「相当の注意をしても損害が生ずべきであった時」とは、相当の注意をしても到底損害の発生を避けられなかった事が明らかな場合を指す。

(大判 S12. 6. 30)

715条による使用者が負担する債務と709条による被用者自身の債務とは、いわゆる不真正連帯の関係にある。

③ 注文者の責任

原則：注文者は請負人が第三者に損害を加えた場合責任を負わない

例外：注文又は指図について注文者に過失があった時は責任を負う

④ 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任

(i) 占有者の責任 (過失責任)

↓ 必要な注意をしていた時は占有者は責任を免れる

(ii) 所有者の責任 (無過失責任)

占有者が責任を免れた時は、所有者は過失の有無に関係なく責任を負う

けんちゃんの参考資料

【覚えて欲しいけんちゃんの関連判例】

(最判 S46.4.23)

列車運行のための専用軌道と道路との交差するところに設けられる踏切道は、本来列車運行の確保と道路交通の安全とを調整するために存するものであるから、必要な保安のための施設が設けられてはじめて踏切道の機能を果たすことができるものといえる。したがって、**土地の工作物たる踏切道の軌道施設は、保安設備と併せ一体としてこれを考察すべきであり、もしあるべき保安設備を欠く場合には、土地の工作物たる軌道施設の設置に瑕疵があるものとして、民法 717 条所定の帰責原因となる**

⑥ 共同不法行為者の責任

不真正連帯債務とは、

(事例1) AとBはCから連帯して、20万円借りた。この場合はAとBが負う債務は連帯債務となる。

(事例2) Aは使用者、Bはその被用者であった。被用者Bは仕事にCに損害を与えたとする。この場合、被用者Bは不法行為に基づく損害賠償債務を負う。また、使用者Aも使用者責任による損害賠償債務を負う。(715条)

この時の被用者Bと使用者Aが負う債務を**不真正連帯債務**という。

すなわち、(事例1)の場合は、AとBははじめから共同して借用したという目的がある。

これを主観的関連がある。という。

それに対して（事例2）では、使用者Aには偶然に債務が発生したに過ぎない。

これを主観的関連がない。という。

だから、不真正連帯債務では、

① 債務者間には負担部分が無い。

但し（最判S41.11.18）と（最判S63.7.1）と（最判H3.10.25）の判例では、負担部分がある。としている。

② 特別な規定が無い限り債務者間に求償権も発生しない。

但し（最判S41.11.18）と（最判S63.7.1）と（最判H3.10.25）の判例負担部分につき求償権がある。としている。

③ 債権者に満足を与える事由（弁済、代物弁済、請求など）のみに絶対効がある。

けんちゃんの過去問対策

【問題】

Aの運転する自動車と、Bの運転する自動車が、それぞれの運転ミスにより衝突し、歩行中のCを巻き込んで負傷させ損害を生じさせた。CがBに対して損害賠償債務の一部を免除しても、原則としてAの損害賠償債務に影響はない。○か×か？

【答え】

○

本肢のようなABの行為を共同不法行為という。

この共同不法行為者が負担する損害賠償債務は、いわゆる不真正連帯債務であって連帯債務ではないから、損害賠償債務については連帯債務に関する規定は適用されず、免除の規定（437条）も適用されない。したがって、C（被害者）が共同不法行為者であるBに対して損害賠償債務の一部を免除しても、原則として他の共同不法行為者であるAについての損害賠償債務に影響はない。

けんちゃんの参考資料

【覚えて欲しいけんちゃんの関連判例】

（最判H3.10.25）

複数の加害者による共同不法行為について、それぞれの加害者の使用者が使用者責任を負う場合、一方の加害者の使用者はその加害者の過失割合に従って定められる自分の負担部分を超えて損害を賠償した時は、その超える部分について、他方の加害者の使用者に対して、その加害者の過失割合に従って定められる負担部分の限度で求償する事が出来る。

（T8.11.22）

共同不法行為が成立する為には、共同行為と損害との間に因果関係があるだけでなく、加害者各自の行為とこれによって生じた損害との間にも因果関係がなければならない。

3. 不法行為責任の内容

(3) 過失相殺

けんちゃんの過去問対策

【問題】

A の運転する自動車 A の前方不注意により B の運転する自動車と衝突して、B の自動車の助手席に乗っていた B の妻 C を負傷させ損害を生じさせた。C が A に対して損害賠償請求をする場合には、原則として B の過失も考慮される。○か×か？

【答え】

○

不法行為における損害賠償請求について被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる（民法第 722 条 2 項）。

ここにいう「被害者に過失」の意味について、判例は「被害者側の過失」と広く捉えて、被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失を含むとした（最判 S51.3.25）したがって、B の過失も考慮される。

けんちゃんの参考資料

【覚えて欲しいけんちゃんの関連判例】

（最判 S3. 8. 1）

過失相殺の主張がなくても裁判所は職権で被害者の過失を斟酌できる

（最判 S39. 6. 24）

小学校二年生の子供が突然道路に飛び出して交通事故にあった。その子供の過失（道路に飛び出した）を考慮する事ができるか？

↓

722 条②にいう被害者に過失があったという場合の能力の基準は、被害者に責任能力がある事までは必要としない。被害者に事故を避けるのに必要な判断能力（事理弁識能力という）があればよい。

よって、小学校二年生の子供でも、学校や家庭で交通教育を受けているので、事故を避けるのに必要な判断能力はあるといえ、過失相殺できる。

上記（S39. 6. 24）の判例を踏まえて・・・

（最判 S34. 11. 26）

3 歳の子供が、突然道路に飛び出して交通事故にあった。

3 歳の子供には、事故を避けるのに必要な判断能力（事理弁識能力）さえもないのだから、3 歳の子供に過失があったとしても過失相殺はできないのか？が争われた。

↓

被害者側の過失という考え方をとり、被害者自身（3 歳の子供）の過失で判断するのではなく、その被害者の近親者である父母に過失があれば（子供から目を離した等）、過失相殺できる。とした。

更に上記（最判 S34. 11. 26）の判例を踏まえて・・・

（最判 S51. 3. 25）

「被害者側の過失」の「被害者側」とは、誰を指すのか？で、争われた。

↓

被害者と身分上・生活関係上一体をなす者をいう。

（被害者と身分上・生活関係上一体をなす者とは、被害者と生計を共にしている者。という意）

更に更に上記（最判 S51. 3. 25）の判例を踏まえて・・・

（最判 S42. 6. 27）

幼稚園児が突然飛び出して事故にあった。

幼稚園児を引率していた保育園の保母さんの過失（幼稚園児から目を離した）は、被害者側の過失と言えるか？

↓

保母さんは、被害者と身分上・生活関係上一体をなす者ではないので、被害者側とは言えず、過失相殺はできない。

更に更に更に「被害者と身分上・生活関係上一体をなす者」とは、被害者が幼児の時だけではなく、夫婦にもあてはまる。とされたのが下記判例

（S51. 3. 25）

夫が妻を同乗させて他車と衝突して、妻がケガをした。

妻が相手車の運転手から損害賠償を求めている時に、相手車の運転手は夫の過失を被害者側の過失として斟酌できる。

（夫は被害者と身分上・生活関係上一体をなす者にあたるから）

（5）請求権者

② 胎児

胎児にも損害賠償請求権はあるが、「生きて生まれた時に不法行為時には権利能力があったとみなす」という意で、胎児の間には権利能力はない。よって母親が代理して損害賠償請求できない。

③ 父母・配偶者・子

- 現実的に精神的苦痛を受けた事を証明する必要は無い
- ①の本人の請求権を相続人が相続できる。のとは別に請求できる。
- (S11. 5. 13)
精神的苦痛を感じる能力のない幼児についても慰謝料請求権はある
- (S49. 7. 19)
専業主婦（現実的に収入がない）には逸失利益はないか？

↓

専業主婦については、平均的労働不能年齢に達するまで、女性労働者の平均的賃金に相当する財産上の収益をあげれるものと推定して、損害賠償ができる。

（6）損害賠償請求権の発生時期

（最判 S37. 9. 4）

不法行為に基づく損害賠償債務は「期限の定めのない債務」なので、「債務者が債権者から催告を受けた時から履行遅滞となる」筈だが、被害者保護の見地から成立と同時に遅滞となる

(8) 損害賠償請求権行使の期間制限

けんちゃんの過去問対策

【問題】

A の運転する自動車 A の前方不注意により B の運転する自動車に追突して B を負傷させ損害を生じさせた。B の A に対する損害賠償請求権は、B の負傷の程度にかかわらず、また、症状について現実に認識できなくても、事故により直ちに発生し、3 年で消滅時効にかかる。○か×か？

【答え】

×

不法行為によって受傷した被害者が、その受傷について、相当期間経過後に、受傷当時には医学的に通常予想しえなかった治療が必要となり、その治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたった場合、後日その治療を受けるまでは、治療に要した費用について民法第 724 条の消滅時効は進行しない（最判 S42. 7.18）。

したがって、本肢の損害賠償請求権が、事故により直ちに発生し、3 年で消滅時効にかかるとするのは妥当ではない。

けんちゃんの参考資料

【債務不履行と不法行為との比較】

	債 務 不 履 行	不 法 行 為
使用者責任の免責規定	ない	7 1 5 条①但書
損害賠償の範囲	4 1 6 条	条文はないが 4 1 6 条を類推適用する
精神的損害	条文はないが認められる	7 1 0 条